

役員等報酬規程

社会福祉法人 すばる
 昂

社会福祉法人昴 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昴（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の総額)

第2条 役員等の報酬等の総額は以下のように定める。

- (1) 常勤役員（業務執行理事）に対して、各年度の総額が 2,600万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
- (2) 非常勤役員に対して、各年度の総額が210万円を超えない範囲で報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員の報酬は、就任月より月額をもって支給する。
- (2) 非常勤役員等の報酬は、理事会又は評議員会等への出席の都度、定額をもって支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別途に定める額
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別途に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、報酬を支給しない。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期及び支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、毎月25日に銀行振込にて支給する。
ただし、支給日が土日・祝日に当たる場合には前日の銀行営業日に支給する。
- (2) 非常勤役員等の報酬については、理事会又は評議員会等の開催日の属する月の翌月25日に銀行振込にて支給する。
ただし、支給日が土日・祝日に当たる場合には前日の銀行営業日に支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用の弁償方法)

第7条 役員等の費用の弁償方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員等の出張等に要する費用は、法人職員を対象とする「国内外出張旅費規程」に基づいて支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年 5月 1日より施行する。